

兵庫県公報

令和3年3月31日 水曜日 第12号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 興行場規則の一部を改正する規則（生活衛生課）	1

公布された法令のあらまし

●興行場規則の一部を改正する規則（規則第15号）

興行場法施行条例の一部改正により、興行場営業の許可の申請書を提出する場合において、当該許可の申請に係る営業が興行場法の規定による許可を受けて興行場営業を営む者から譲り受けたものであるときは、その営業の内容に変更がない限りにおいて当該申請書の記載事項及びその添付書類の簡素化を図ること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

興行場規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第15号

興行場規則の一部を改正する規則

興行場規則（昭和59年兵庫県規則第77号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「の規定による」を「に規定する」に改め、同項第2号中「場合にあつては」を「興行場（以下「臨時興行場」という。）である場合には」に改め、同項第3号中「興行場の設置の場所又は興行場」を「興行場を設置する土地又は建物」に、「場合にあつては」を「ものである場合には」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の申請書には、条例第2条第3項に規定する図面のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、同条第2項の場合には、同条第1項第2号に掲げる事項（興行場の所在地に限る。）に変更がないときに限り第2号に掲げる書類の添付を、同条第1項第3号に掲げる事項（興行場の構造設備に限る。）に変更がないときに限り第4号に掲げる書類の添付を、それぞれ省略することができる。

- (1) 許可申請者（条例第2条第1項に規定する許可申請者をいう。）が法人である場合には、当該法人の定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
- (2) 興行場の付近の見取図
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項に規定する検査済証の写し
- (4) 機械換気設備及び照明設備の仕様書
- (5) 流水式手洗設備等（便所の流水式手洗設備又は飲料水の供給設備をいう。以下同じ。）が水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道又は特設水道条例（昭和39年兵庫県条例第62号）第2条第1項に規定する特設水道により供給される水（以下「水道水」という。）以外の水を使用するものである場合には、水質検査成績書又はその写し
- (6) 興行場を設置する土地又は建物が他人の所有又は占有に係るものである場合には、その使用についての権原を明らかにする書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第4条の見出し中「届書等」を「届出書等」に改め、同条第1項中「届書」を「届出書」に、「様式は、」を「様式は」に改める。

第5条第1項中「届書」を「届出書」に改め、同条第2項中「解散（法第2条の2の規定による法人の合併

に係る場合を除く。)したときは」を「解散した場合(法第2条の2第1項の規定による法人の合併により解散したときを除く。)には」に、「届書」を「許可指令書を添えて、届出書」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) その届出が条例第7条第1項の規定による届出である場合には、変更部分を明記した構造設備の仕様書及び図面(新旧を対照することができるものに限る。)
- (2) その届出が条例第7条第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定による届出である場合であって、その届出をする者が法人であるときは、当該法人の定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
- (3) その届出が条例第7条第2項(第3号に係る部分に限る。)の規定による届出のうち興行場の廃止に係るものである場合には、法第2条第1項の許可に係る許可指令書(以下「許可指令書」という。)

別表第1の2(4)中「いす席」を「椅子席」に、「いす背」を「椅子背」に、「場合にあっては」を「ときは」に改め、同表4(1)中「以上の、」を「以上、」に改め、同表4(2)中「いす席」を「椅子席」に改める。

別表第2の2中「いす席」を「椅子席」に改め、同表10中「便所の流水式手洗設備及び飲料水の供給設備」を「流水式手洗設備等」に、「水道法(昭和32年法律第177号)第3条第1項に規定する水道又は特設水道条例(昭和39年兵庫県条例第62号)第2条第1項に規定する特設水道により供給される水(以下「水道水」という。)」を「水道水」に改める。

様式第1号(第1面)の部中「の場合のみ」を「である場合にのみ」に、

「

※ 受 付 年 月 日 第 号

」

を
「

営業を譲り受けたことを証する旨 (□については、いずれか該当する項目に「レ」を記入してください。)	<input type="checkbox"/> 営業を譲り渡した者の証明 私は、上記申請者にこの申請に係る営業を譲り渡したことを証明する。 営業を譲り渡した者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話(.....)..... 電子メール..... <input type="checkbox"/> 営業を譲り受けたことを証する書類の添付
※ 受 付 年 月 日 第 号	

」

に改め、同様式(第3面)の部中「設置場所又は」を「興行場を設置する土地又は」に、「設置場所 氏名」を「土地 氏名」に改め、同様式添付書類1中「法人にあっては、その登記事項証明書又は」を「申請者が法人である場合には、当該法人の」に改め、「写し」の右に「又は登記事項証明書」を加え、同様式添付書類2及び3を次のように改める。

- 2 興行場の付近の見取図
- 3 建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項に規定する検査済証の写し

様式第1号添付書類4中「付近の見取図、」を「条例第2条第3項に規定する興行場の構造設備を明らかにした図面(」に、「図面」を「図面)」に改め、同様式添付書類5を次のように改める。

5 機械換気設備及び照明設備の仕様書

様式第1号添付書類6中「水道水」を「流水式手洗設備等が水道水」に、「使用する場合は」を「使用するものである場合には」に、「の写し」を「又はその写し」に改め、同様式添付書類7を同様式添付書類8とし、同様式添付書類6の次に次のように加える。

7 興行場を設置する土地又は建物が他人の所有又は占有に係るものである場合には、その使用についての権原を明らかにする書類

様式第1号注に次のように加える。

- 4 法第2条第1項の許可の申請に係る興行場営業が同項の許可を受けて興行場営業を営む者から譲り受けたものである場合には、当該興行場営業を譲り受けた者は、「興行場」の「種別」の欄及び「構造設備の概要」の欄に記載すべき事項のうち変更がない事項の記載を省略することができます。
- 5 法第2条第1項の許可の申請に係る興行場営業が同項の許可を受けて興行場営業を営む者から譲り受けたものである場合には、当該興行場営業を譲り受けた者は、「興行場」の「所在地」の欄に記載すべき事項（電話及び電子メールを除く。）に変更がないときに限り添付書類2に掲げる書類の添付を、「構造設備の概要」の欄に記載すべき事項に変更がないときに限り添付書類4及び5に掲げる書類の添付を、それぞれ省略することができます。

様式第2号添付書類1中「戸籍謄本」の右に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

様式第5号（第1面）の部中「届書」を「届出書」に、「その登記事項証明書又は」を「当該法人の」に改め、「写し」の右に「又は登記事項証明書」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の興行場規則様式第1号、様式第2号及び様式第5号の規定による申請書及び届出書については、この規則の施行の際現に残存するこの規則による改正前の興行場規則様式第1号、様式第2号及び様式第5号の規定（以下「旧様式」という。）による用紙に限り、旧様式によることができる。